

尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業委託仕様書

1 業務名

尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業

2 事業の目的

保育所等に通所中の生後 6 か月以降で就学前の乳幼児及び小学校 6 年生までの児童（以下「児童」という。）が病気やその回復期であり、家庭や集団での保育が困難な期間において、一時的に保育・看護することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、乳幼児等の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

3 非施設型（訪問型）の事業類型

非施設型（訪問型）とは、病気となった児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業である。

尼崎市が実施する非施設型（訪問型）は、利用登録者（保護者）が会費を拠出し、保育料に充てる方式の共済型事業（尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業）として実施する。

尼崎市訪問型病児保育（共済型）事業は、市民の相互扶助を促進するとともに、病児保育サービスを必要としている常勤就労者等の実際のニーズに合ったサービス提供を目的とする。

なお、本事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 13 項に基づく「病児保育事業」であり、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に基づく第 2 種社会福祉事業である。

4 事業内容

尼崎市内で本事業の対象児童を養育している世帯に対して、自宅における訪問型病児保育サービスを提供する。

基本的な業務の流れは、次のとおりである。

(1) 尼崎市民と受託者との契約（利用登録）

受託者は、説明会や自宅訪問等を実施し、サービス内容や利用者負担に係る内容を記載した書面を交付したうえでその内容について説明を行うことにより、利用登録者の理解を十分に得た後、利用登録を受け付ける。

(2) 利用登録者からの利用料等の徴収

受託者は、毎月、利用登録者から別表 1 に定める月会費を徴収すること。

ただし、月会費及び追加保育料に未納が生じた場合は納付確認がとれるまでの期間についてはサービスの利用を停止し、又は督促によっても滞納

が続く場合は利用登録を抹消することができる。

(3) 保育者の派遣

受託者は、利用登録者からの依頼に基づき次のとおり保育者を派遣し、保育を開始すること。原則として、派遣先は児童の自宅とし、児童の引き受け及び引き渡しは児童の保護者から受けることとする。

派遣依頼時間	保育開始時間
前日20時まで 【派遣保証対象】	当日8時から開始
前日20時から当日8時まで 【派遣保証対象】	当日8時以降、10時までに開始
当日8時以降 【派遣保証対象外】	保育者を確保できる範囲で速やかに

派遣受付終了時間は当日 18 時 30 分までとする。なお、派遣保証対象外の依頼を除き、派遣依頼を受けたにもかかわらず、保育者を派遣できなかった場合は、速やかに本市に報告し対応を協議すること。

(4) 広報活動等

受託者は、上記の事業内容を広く市民に周知するため、本市と協働し、以下の広報活動等を実施すること。

ア インターネット用ホームページの掲載（既存のものへの追加・変更を含む。）

イ チラシ・ポスターの調製

ウ その他必要と思われる広報

(5) 利用者状況調査等の実施

受託者は、サービスの向上及び保育状況の把握のため、本市と協働し、次のア及びイに掲げる調査等を実施し、その結果については、3月末までに取りまとめた上で本市に報告すること。

ア 利用者向けアンケート（利用回次ごと）

イ 利用登録者向けアンケート（年1回以上）

5 対象児童

この事業の対象となる児童は、次の(1)から(3)に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 尼崎市に居住する生後6か月以降かつ小学校6年生までの者であること。

(2) 病児又は病後児であること。

ア 病児

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童

イ 病後児

病気の回復期であり、集団保育が困難な児童

- (3) 保護者及び親族等の就労、疾病、出産、冠婚葬祭等社会的な理由により家庭で保育を行うことが困難で、本市が必要と認めた病児又は病後児であること。

6 病気

- (1) 本事業の対象となる病気は、次のものをいう。

ア 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児等が日常罹患する疾病

イ 水痘、風疹等の伝染性疾患

ウ 骨折、熱傷等の外傷性疾患

エ 喘息（ただし、次に該当していること。）

（ア） 小児喘息における重症度が、間欠型又は軽症持続型であること。

（イ） J P A Cにおいて、「良好なコントロール」又は「完全コントロール」のどちらかであること。

オ その他医師が病児保育を利用することが可能と判断した疾患

- (2) 感染力が強いと考えられる次の病気については、児童と保育者の安全な保育に支障をきたすおそれがあるため本事業の病気の対象外とする。

ア 麻疹（はしか）

イ 新種の感染症による疾病

7 利用登録の制限

次の場合、受託者は利用登録を制限することができる。

- (1) 1歳未満の児童で、家庭内に喫煙者がいる場合（乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する厚生労働省のガイドラインに基づいた対応）
- (2) 喘息等の既往症がある場合で、吸引や吸入など特別な医療行為が必要な場合
- (3) 過去に月会費等の滞納を理由に利用停止となり、未納が解消されていない場合
- (4) (1)～(3)のほか、過去の利用状況等から今後利用登録（継続）することがふさわしくないと判断される場合

8 利用登録期間の最小の月単位

受託者は、本事業を安定的に実施するために、利用登録において利用登録期間の最小の月単位を定めることができる。

なお、利用登録期間の最小の月単位は、1か月～6か月の間の月単位とする。

9 利用登録の停止

原則として、受託者は新規の利用登録を停止してはならない。

ただし、新規利用登録を継続することにより保育者が確保できないなど、本事業の継続が困難になると認められる場合は、現状の報告及び利用登録の再開に向けた対策等を書面にて本市に提示し、かつ本市の了承を得た場合のみ利用登録の停止ができるものとする。

10 保育者派遣の要件

次の(1)～(3)の場合、受託者は保育者を派遣すること。ただし、保育環境において児童又は保育者の安全性が確保されない場合等においては、保育者の派遣を拒否又は退去させることができる。

- (1) 医療機関受診後、医師連絡票（診療情報提供書）により、入院の必要性がなく、病気のため集団生活ができない状態にあると判断される場合。ただし、医師が訪問型病児保育サービスの実施を不可と判断する場合（本事業の病気の対象外の病気の場合）を除く。
- (2) 医療機関は未受診であるが、体調不良などで、通園や登校が困難な場合。
この場合は、保育者が自宅に訪問し、利用登録者から委任状を徴取し、かかりつけ医への受診代行を行う。保育者は医師から病状を聴取し、記録するとともに、医師連絡票（診療情報提供書）を確認のうえ、通常の病児保育サービスに移行する。ただし、預かることのできない病状であったときは、保護者へ速やかに連絡を取り、児童を引渡す。

なお、保育者が疫病に罹患する危険性が高い等、病院への受診代行を行うことが不適切であると認められる状況が生じた場合には、本市及び受託者が協議し期間を定めて本要件を保育者派遣の要件から除外することができる。

- (3) 児童の保護者及び親族等による保育が不可能又は困難な場合

11 派遣する保育者の人数

児童1人に対して、1人以上の保育者を派遣する。

なお、サービス提供の開始から終了までの間における保育者の交代については、受託者の運営上の支障になることから、原則認めないこととする。ただし、派遣時間が長時間等になるなど、受託者において、やむを得ず保育者の交代が必要と認められる場合は、この限りではない。

なお、保育者の交代に当たっては、受託者において、あらかじめ保護者の承諾を受けることとする。

12 実施場所

サービスの実施場所は、原則として尼崎市内にある児童の自宅とする。

13 サービス提供曜日及び時間

- (1) サービス提供曜日は月曜日から金曜日とする。

なお、祝日、年末年始期間（12月28日から1月4日まで）、お盆期間（8月13日から8月15日まで）を除く。

- (2) サービス提供時間は8時00分から18時30分までの10時間30分とする。

14 契約期間及びサービス提供開始時期

- (1) 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

ただし、活動状況が良好な場合、かつ翌年度以降の予算が議決を経て成立した場合に限り、引き続き令和12年度（令和12年9月30日）まで、単年度ごとに契約を締結（継続）する。

- (2) サービス提供開始時期

令和7年10月1日からサービスの提供を開始すること。

15 保育実施における留意点について

安全で安心な保育実施のため、受託者は以下の点に留意しなければならない。

- (1) 既往症やアレルギー等の対象児童に係る情報を事前に収集すること。
- (2) 保育実施時は、常に児童の体調に留意し、児童の睡眠時においても呼吸をしているか定期的にチェックすること。
- (3) 児童の飲食物は、保護者が用意したものを提供すること。
- (4) 与薬は、あらかじめ医師等の指示事項を十分に確認し、薬剤の使用方法を遵守すること。
- (5) 自宅内の機器や物品等については、あらかじめ保護者に了承を得て、使用すること。
- (6) 実施した保育内容についての記録を作成しておくこと。
- (7) 受診代行等で現金の受渡をする場合は、記録を残し、適正な管理を行うこと。
- (8) 保育者の勤務労働条件については、関係法令を遵守し、適切な措置を行うこと。

16 本部機能について

受託者は、保育者を派遣している時間帯は、必ず本部スタッフを待機させ、緊急対応等ができる本部機能を維持すること。また、本部と現場の保育者が緊密に連携できる実施体制を整えること。なお、本部の所在地は尼崎市内外を問わない。

また、本部スタッフにおいて、本事業の専門に担当する職員として、コーディネート機能を担当する職員（以下「コーディネーター」という。）を配置し、コーディネーターは、保護者からの問い合わせ等に確実に対応できるよう、本事業の実施時間中、常に配置すること。

なお、コーディネーターは、看護師、保健師又は助産師のいずれかの資格を有する者とし、あらかじめ本市に届出すること。

17 保育者の資格及び届出

本事業において派遣する保育者については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成事第 350 号通知）に定める病児・病後児保育（訪問型）研修を修了した看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士及び同研修により市町村長が認めた者のいずれかの資格等を有する者とする。

なお、本事業において派遣する保育者は、別添の研修内容を受講した者についても配置できることとする。

保育者は、着任後も当該研修内容を継続受講し、その資質の維持向上を図るものとする。

受託者は、派遣する保育者について、その保有する資格や研修受講状況等をあらかじめ受託者に届出しなければならない。また、保育者に変更があった場合は随時委託者に報告しなければならない。

18 保育者及びコーディネーターへの研修

受託者は、本事業に従事する保育者及びコーディネーターに対して、別添の研修内容に相当する研修を受講させるとともに、これを継続的に実施し、職員の資質及び技能等の向上を図ること。

19 人権研修について

受託者は、従事者がさまざまな人権問題について、正しい認識を持って業務の遂行をするよう、人権に関する研修を実施すること。研修の実施状況については、契約期間終了日までに本市に報告すること。

20 障害のある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施について

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、従事者向けの研修等を実施すること。研修等の実施状況については、契約期間終了日までに本市に報告すること。

21 医療機関との連携

受託者は、医師連絡票（診療情報提供書）を記載した「かかりつけ医」が、利用期間中の記録の提供を希望する場合は、保護者の同意を確認したうえで提供すること。

受託者は、緊急時に児童を受け入れてもらうための、尼崎市若しくは尼崎市の近隣の医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

受託者は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導及び助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

また、緊急時の対応について、指導医又は協力医療機関とあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

なお、指導医又は協力医療機関と取り決めた文書の写しとその時の処理の手順がわかるフロー等を本市に提出すること。

22 緊急時における対応

受託者は、悪天候等による警報時又は火災時若しくは児童の容態変化等の不測の事態への危機管理対策を備えるとともに、利用者への説明責任を果たすため、保育者への指導等を継続して実施すること。なお、その時の処理の手順がわかるフロー等を本市に提出すること。

23 事故の報告

保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号、5教参学第39号）」に従い、速やかに本市に報告すること。なお、その時の処理の手順がわかるフロー等を本市に提出すること。

24 損害賠償保険への加入

受託者は、万一の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保険証券等の写しを本市に提出すること。

25 個人情報の保護について

受託者は、個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、事業を実施する上で知りえた個人情報の保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

万一、個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、速やかに本市に報告すること。

26 苦情解決の仕組みについて

受託者は、利用者等からの苦情に対応する窓口を設けるとともに、事業に関する責任者を明確にすること。また、問題解決は受託者により解決を図ること。

27 事業実施状況の報告について

受託者は、各月の事業実施後速やかに登録及び利用状況等についての報告書を作成し、翌月 10 日（閉庁日の場合は前開庁日）までに本市に提出すること。また、医師連絡票の原本等の資料については、報告書の提出後に、委託者の指示に従い速やかに本市に提出すること。

また、事業終了後に収支報告書を作成し、本市の指定する期日までに提出すること。

なお、本事業に係る経費については、他の事業と区分して管理し、収支に関する書類については、委託契約期間終了後、5 年間適切に保管しておくこと。

28 利用者負担額について（プロポーザル評価項目）

受託者は、利用登録者に対して別表 1 に定める金額を請求すること。なお、別表 1 に定める内容以外の登録料、年会費、更新料等の負担は一切求めないこと。

29 業務委託料について

当初契約金額（概算金額）は、別表 3 のとおり 5,577,000 円（第 2 種社会福祉事業のため消費税は非課税）とする。なお、契約金額の中には本仕様書「4 事業内容」（4）の広報活動等費用を含むものとする。

30 支払条件

委託料は実績に応じて算出し各月の業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

31 実地検査及び指導等

本市は、受託者が適正な事業運営を行っているか、適宜、実地検査を実施し、必要な指導等を行えることとし、受託者はこれに誠意をもって協力すること。

32 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（昭和 39 年尼崎市規則第 24 号）
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等その他関連法令及び条例
- (3) 尼崎市情報セキュリティ基本方針及び尼崎市情報セキュリティ対策基準

のほか、情報セキュリティに関する関係法令等

33 法律等の厳守等

- (1) 受託者は、契約の履行に当たり、本事業の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、本市の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (3) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容及び成果等を本市の許可なく使用又は利用してはならない。

34 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により本市の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、本市に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

35 その他

- (1) 事業実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び本市の指示に従いながら進める。
- (2) 本市は、事業の実施状況について、受託者から必要な報告を求めることができる。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の間で協議のうえ決定するものとする。

別表 1 利用者負担料金表

①月会費	一般世帯	児童 1 人	児童 1 人当たり月額 4,000 円を上限として受託者で決定（非課税）
		児童 2 人以上	児童 1 人当たり月額 2,000 円を上限として受託者で決定（非課税）
	児童扶養手当受給世帯	児童 1 人	児童 1 人当たり月額 2,000 円を上限として受託者で決定（非課税）
		児童 2 人以上	児童 1 人当たり月額 1,000 円を上限として受託者で決定（非課税）
	生活保護受給世帯	児童 1 人	児童 1 人当たり月額 2,000 円を上限として受託者で決定（非課税）
		児童 2 人以上	児童 1 人当たり月額 1,000 円を上限として受託者で決定（非課税）
②追加保育料			1 時間当たり 1,000 円を上限として受託者で決定（非課税）
③保育者の派遣に係る交通費			実費
④受診代行に係る交通費 （タクシー料金）			実費
⑤受診代行に係る医療費等			実費
⑥キャンセル料（当日 6 時以降）			1 時間当たり 2,000 円を上限として受託者で決定（非課税）

説明 1

①月会費には、毎月初回保育料（8 時から 18 時 30 分まで）が含まれるものとする。

なお、利用者が利用しなかった月会費については利用者に返金を行わない。また、月の途中で入会した場合、月会費の日割計算は行わないものとする。

説明 2

利用者が、毎月の初回病児保育（8 時 00 分～18 時 30 分）以外に保育サービスを追加で利用した場合には、②の追加保育料が発生する。

- (1) 追加保育の利用時間が 1 時間未満の場合は、5 分単位での計算は行わず、1 時間分の追加保育料が発生する。

例：9 時 00 分～9 時 45 分までの 45 分間のみ利用した場合、利用時間が 1 時間未満のため、1 時間分（1,000 円）の追加保育料が発生する。

- (2) 追加保育の利用時間が 1 時間以上で、1 時間未満の端数が生じた場合には、別表 1-2「追加保育料料金表」に基づき、5 分単位で追加保育料を計算する。

例：初回保育（8 時 00 分～18 時 30 分）を利用後、19 時 40 分まで保育を継続した場合、追加保育時間（70 分）に対して、1,250 円の追加保育料が発生する。

別表 1-2 追加保育料 料金表（1 時間以上の利用で適用する上限料金。）

時間	料金	時間	料金
5 分未満	80 円	30 分以上 35 分未満	580 円
5 分以上 10 分未満	160 円	35 分以上 40 分未満	660 円
10 分以上 15 分未満	250 円	40 分以上 45 分未満	750 円
15 分以上 20 分未満	330 円	45 分以上 50 分未満	830 円
20 分以上 25 分未満	410 円	50 分以上 55 分未満	910 円
25 分以上 30 分未満	500 円	55 分以上 60 分未満	1,000 円

説明 3

2 人以上の児童がいる 1 世帯が 2 人以上の児童を利用登録している場合の月会費については、当該月の 1 日時点で、2 人目以降の月会費は 1 人目の月会費の半額として取り扱う。

一般世帯、児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯において、同様に取り扱う。

説明 4

児童扶養手当受給世帯については、当該月の 1 日時点で受給していれば、該当するものとして取り扱う。生活保護受給世帯についても、同様に取り扱う。

また、当該月途中で、児童扶養手当や生活保護を受給開始又は、受給廃止となった場合は、翌月から該当するものとして取り扱う。

上記は、別表 2・別表 3 においても同じとする。

なお、生活保護受給世帯とは、生活保護法第 11 条第 1 項で挙げられたいずれか一つの扶助もしくは複数の扶助の給付を受けている世帯である。

別表 2 委託料金表（実績払分）

項目		料金
①一般世帯 利用登録者 加算料	児童 1 人	児童 1 人当たり月額 4,500 円（非課税）
	児童 2 人 以上	2 人目以降の児童 1 人当たり月額 2,000 円 （非課税） 【1 人目児童の加算なし】
②児童扶養手当 受給世帯 登録加算	児童 1 人	児童 1 人当たり月額 2,000 円（非課税）
	児童 2 人 以上	2 人目以降の児童 1 人当たり月額 3,000 円 （非課税） 【1 人目児童の加算なし】
③生活保護 受給世帯 登録加算	児童 1 人	児童 1 人当たり月額 2,000 円（非課税）
	児童 2 人 以上	2 人目以降の児童 1 人当たり月額 3,000 円 （非課税） 【1 人目児童の加算なし】
④病児保育料 （追加保育料）		1 時間当たり 1,000 円（非課税） 月 1 回目の病児保育料 8：00～18：30 以外 の保育料と月 2 回目以降の保育料

説明 1

上記②③のいずれの事由にも該当する場合は、どちらか一方のみを加算対象とし、重複加算はしない。

説明 2

④の追加保育料のサービス利用時間が 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間分の病児保育料（追加保育料）を支払う。

説明 3

④の追加保育料のサービス利用時間が 1 時間以上で 1 時間未満の端数が生じたときは、下記追加保育料料金表（別表 2-2）のとおり 5 分単位の計算とする。

別表 2-2 追加保育料 料金表

時間	料金	時間	料金
5 分未満	80 円	30 分以上 35 分未満	580 円
5 分以上 10 分未満	160 円	35 分以上 40 分未満	660 円
10 分以上 15 分未満	250 円	40 分以上 45 分未満	750 円
15 分以上 20 分未満	330 円	45 分以上 50 分未満	830 円
20 分以上 25 分未満	410 円	50 分以上 55 分未満	910 円
25 分以上 30 分未満	500 円	55 分以上 60 分未満	1,000 円

別表 3 当初契約額の積算（参考）単価については別表 2 参照

項目		料金
一般世帯 利用登録者 加算料	児童 1 人	各月の登録者数を合計し、年間で延べ 900 人と想定 @4,500 円×延べ 900 人=4,050,000 円 (150 人/月×6 月(10 月～3 月))
	児童 2 人 以上	各月の登録者数を合計し、年間で延べ 150 人と想定 @2,000 円×延べ 150 人=300,000 円 (25 人/月×6 月(10 月～3 月))
児童扶養手当 受給世帯 登録加算	児童 1 人	各月の登録者数を合計し、年間で延べ 114 人と想定 @2,000 円×延べ 114 人=228,000 円 (19 人/月×6 月(10 月～3 月)) (利用者負担減免分)
	児童 2 人 以上	各月の登録者数を合計し、年間で延べ 8 人と想定 @3,000 円×延べ 8 人=24,000 円 (6 月(10 月～3 月)) (利用者負担減免分)
生活保護 受給世帯 登録加算	児童 1 人	各月の登録者数を合計し、年間で延べ 12 人と想定 @2,000 円×延べ 12 人=24,000 円 (2 人×6 月(10 月～3 月)) (利用者負担減免分)
	児童 2 人 以上	各月の登録者数を合計し、年間で延べ 2 人と想定 @3,000 円×延べ 2 人=6,000 円 (6 月(10 月～3 月)) (利用者負担減免分)
病児保育料 (追加保育料)		半年間 945 時間と想定 @1,000 円×945 時間=945,000 円 (15 人(150 人の 1 割)×10.5 時間(8 時 00 分から 18 時 30 分まで)×6 月(10 月～3 月))

上記各項目の合計が 5,577,000 円となる。

別添

研修科目	時間
I 児童の発達と学び（講習Ⅰ） （考え方） 0歳から10歳くらいまでの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。 ① 乳幼児期の発達 ② 学童期の発達 ③ 児童にとっての遊び	9時間 （3時間） （3時間） （3時間）
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） （考え方） 0歳から10歳くらいまでの児童がかかりやすい病気について、その特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導を交えて学ぶ。さらに、健康管理という視点から見た食生活について学ぶ。 ① 児童の病気 ② 緊急時の対応と応急措置 ③ 児童の成長と食生活	9時間 （3時間） （3時間） （3時間）
III 病児保育事業における見学実習 （考え方） 病児保育事業実施施設または訪問宅において、児童の様子を観察及び看護師（保育士）がどのように児童に関わっているのかについて見学する。	2日以上

病児保育事業実施要綱別紙1（こども家庭庁成育局長）